

令和八年度入学試験問題

国語

現代の国語・言語文化・
論理国語・文学国語・
古典探究

三問

令和八年二月二十五日

自 十二時三十分
至 十四時三十分

答案作成上の注意

- 一 この問題冊子には、現代の国語・言語文化・論理国語・文学国語・古典探究の問題があります。総ページは十六ページです。ただし、第七ページ、第十一ページは下書き用です。
- 二 解答用紙は一枚（表裏の二ページ）です。解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
- 三 受験番号は、解答用紙の所定の箇所に、必ず記入しなさい。
- 四 配付した解答用紙は、持ち出してはいけません。
- 五 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。
- 六 この問題冊子の裏表紙には、試験時間中に机の上に置いてよいものを記載しています。

第一問 次の文章は、人類学者である筆者がフィールドワークを行っている北部ケニアの牧畜民ガブラの社会について述べた文章の一部である。これを読んで、後の問いに答えよ。

①
著作権保護の観点から、公表していません。

②

著作権保護の観点から、公表していません。

|||
||| a

b
|||

c
|||

|

③
|

著作権保護の観点から、公表していません。

d

④

⑤

著作権保護の観点から、公表していません。

e
||

⑥

(曾我亨そがとおる「自助努力を否定する社会」による)

注 マタ君……筆者の調査助手。

カルヴァン主義者……宗教改革者ジャン・カルヴァンの主張に基づくプロテスタントの教義にのつとる者。

問一 二重傍線部 a く e のカタカナを漢字で書け。

問二 傍線部①に「著作権保護の観点から、公表していません。」とある。ガブラ社会において、ラクダの「信託」はどのような過程によって行われるのか。七十字以内で説明せよ。

問三 傍線部②「著作権保護の観点から、公表していません。」とはどういうことか。七十字以内で説明せよ。

問四 傍線部③に「著作権保護の観点から、公表していません。」とある。ラクダの所有者にとつてどのような点で「著作権保護の観点から、公表していません。」なのか。説明せよ。

問五 傍線部④に「著作権保護の観点から、公表していません。」とある。「著作権保護の観点から、公表していません。」と実感できたのはなぜか。「神」に関する「彼ら」の考え方に基づいて説明せよ。

問六 傍線部⑤「著作権保護の観点から、公表していません。」について、「他人」という語を用いて端的に述べた箇所を、本文中から二十字以上二十一字以内で抜き出し、最初と最後の五字を答えよ。

問七 傍線部⑥に「著作権保護の観点から、公表していません。」とある。ガブラ社会において、「著作権保護の観点から、公表していません。」をもった場合にはどうすることがよいとされているのか。簡潔に説明せよ。

問八 傍線部「著作権保護の観点から、公表していません。」とガブラ社会に暮らす人々の思考はどのように異なっているのか。本文全体を踏まえ、「著作権保護の観点から、公表していません。」および「著作権保護の観点から、公表していません。」という語句を用いて、相違点が明確になるように、百五十字以内で説明せよ。

第二問 次の文章は、歌論書『正徹物語』の一節である。これを読んで、後の問いに答えよ。

A

ア

ウ

②

エ

①

イ

著作権保護の観点から、公表していません。

a

b

B

c

著作権保護の観点から、公表していません。

注 暮山^ノ雪……Aの歌を指す。

眼……歌の眼目。

飄白……ここでは、なんとも言えず奥深い有様の意。

二条の後……藤原高子。平安前期、清和天皇の女御。在原業平との入内前の悲恋で知られる。

本……根拠。

寂蓮……平安最末期から鎌倉前期にかけての歌人。僧侶。俗名藤原定長。

問一 二重傍線部①く③の「る」について、それぞれ文法的に説明せよ。

例 存続の助動詞「たり」の已然形の一部

問二 傍線部ア

著作権保護の観点から、公表していません。

「、イ」

著作権保護の観点から、公表していません。

「、ウ」著作権保護の観点から、公表していません。

「、エ」

著作権保護の観点から、公表していません。

「、オ」

著作権保護の観点から、公表していません。

「を現代語訳せよ。」

問三 波線部aに

著作権保護の観点から、公表していません。

「とある。それは、なぜか。文章に書か

れている理由を簡潔に述べよ。

問四 波線部 b」

著作権保護の観点から、公表していません。

「は、歌論の理念の一つを譬喩^ひで説明したものである。その理念

は、何と呼ばれているか。最も適当なものを、次の中から選んで記号で答えよ。

ア 面影 イ さび ウ 雅び エ 幽玄 オ 有心

問五 波線部 c」

著作権保護の観点から、公表していません。

「とある。

1 業平の歌に対するこの評価が「序」に記されている勅撰和歌集の名を答えよ。

2 波線部 c は、歌 B がどのような歌であると述べているか。「ことば」という語を用いて、二十五字以内で答えよ(句読点を含む)。

問六 右の文章は、歌 C」

著作権保護の観点から、公表していません。

「をどのように評価しているか。評価の具体

的理由を挙げ、四十字以内で答えよ(句読点を含む)。

問七 右の文章全体で、良い歌とはどのような歌であると述べているか。二つに分けて答えよ。

第三問 次の文章は、南宋の洪邁こうまいによって編纂へんさんされた『夷堅志』いけんし所収の「王従事の妻」である。これを読んで、後の問いに答えよ（設問の都合で「返り点・送り仮名を省いたところがある」）。

間の都合で「返り点・送り仮名を省いたところがある」。

a
||

著作権保護の観点から、公表していません。

b
||

A
|

①
|

著作権保護の観点から、公表していません。

②

c

d

③

B

e

④

注 紹興：南宋の年号。一一三一〜一一六二年。 盜寇：盜賊。 汴：地名。 従事：官名。 臨安：地名。

抱劍宮：臨安にあったとされる街の名。 娼家：妓楼ぎろう。 遊郭。 僦：賃借りする。 明当：翌日。

籠篋：竹で編んだ箱。ここでは引つ越しの荷物のこと。 邸翁：邸に住む年長の人。 登時：すぐに。

衢州：地名。 教授：州の学校の教官。 西安：衢州にある県名。 宰：県の長官。

羞釐：食事で出されたスツポン。 一饌：ひと切れ。 悲涕：悲しみの涙を流す。

釐裙：スツポンの甲羅の周りがある柔らかくて旨い肉。 悵然：心が痛むさま。 吾曹：われわれ。

揖：両手を組んで会釈する。 女僧：さらわれた女性を売り買ひする人。 尋常：普段は。

送詣王氏：王従事の住んでいる所まで送りとどける。 男女：息子や娘。 錢塘：地名。 兪倅：人名。

問一 二重傍線部 a「已」、b「竟」、c「蓋」、d「窃」、e「卒」は、それぞれ文中ではどのように読むか。その読み方を送り仮名も含めてすべて平仮名で記せ(現代仮名づかいでもよい)。

問二 傍線部 A「著作権保護の観点から、公表していいません」、B「著作権保護の観点から、公表していいません」を書き下し(現代仮名づかいでもよい)、かつ平易な日本語に訳せ。

問三 傍線部①「著作権保護の観点から、公表していいません」とあるが、なぜ王従事は「著作権保護の観点から、公表していいません」したのか。その理由を説明せよ。

問四 傍線部②

著作権保護の観点から、公表していません。

「とあるが、宰がこのように言ったのは何故か。そ

の理由として最も適当なものを次のア～オのうちから一つ選び、記号で答えよ。

ア 自分が開いた宴席で王従事がめそめそと泣いているのが気に食わなかったから。

イ 出された料理に王従事が文句を付けたことに腹を立てたから。

ウ 宴会を切り上げて他の客たちを帰らせ、王従事と話がしたかったから。

エ 亡妻のことを思い出して悲しんでいる王従事のことを慰めたかったから。

オ 王従事に同情することで、自分の懐の大きさを誇示したかったから。

問五

傍線部③

著作権保護の観点から、公表していません。

「とあるが、これはどういう意味か。最も適当なものを次のア～オのうちから一つ選び、記号で答えよ。

ア 宰が側室を買い入れる際に支払った金額を全額返したい。

イ これまでの経緯を正直に全て話したい。

ウ 今後誠実に仕事をすることで宰に恩返しをしたい。

エ 自分が宴席を台無しにしてしまったのでお詫びしたい。

オ 宰が呼んでくれた帰りの轎の代金を支払いたい。

問六 この話を時系列に沿って整理するとどうなるか。次のa～gを発生した順番に並び替えよ。

- a 妻が誘拐された。
- b 王従事が妻と引越しをすることにした。
- c 王従事が宰のところで食事をした。
- d 妻と王従事が再会した。
- e 妻が宴会のためにあらかじめスッポン料理を作った。
- f 宰が王の妻を側室として迎え入れた。
- g 悪者が王従事夫婦の話を盗み聞きした。

問七 文末に編者洪邁のコメントが付けられているが、傍線部④「
ようなことを指していると考えられるか。六十字以内で述べよ。」

著作権保護の観点から、公表していません。

「の」

著作権保護の観点から、公表していません。

「とはどの」

試験時間中に机の上に置いてよいもの

- 本学受験票
- 大学入学共通テスト受験票
- 配付した問題冊子等
- 黒鉛筆（和歌、格言等が印刷されているものは不可）
- 鉛筆キャップ
- シャープペンシル
- 消しゴム
- 鉛筆削り（電動式、大型のもの、ナイフ類は不可）
- 時計（辞書、電卓、端末等の機能があるものや、それらの機能の有無が判別しづらいもの、秒針音のするもの、キッチンタイマーや学習タイマー、大型のものは不可）
- 眼鏡
- ハンカチ
- 目薬
- ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけ取り出したもの）